

○外務省告示第百四号

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、昭和三十一年五月十四日にモスクワで署名された「北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約」を廃棄する意思を昭和五十二年四月二十九日に日本国政府に通告した。よつて、同条約は、その第八条2の規定に基づき、昭和五十三年四月三十日に終了する。

外務大臣 鳩山威一郎

○大蔵省告示第五十六号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第五条及び昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律第二条の規定により発行する国債の発行等に関する省令（昭和五十一年大蔵省令第二十六号）第五条の規定に基づき、昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律（昭和五十一年法律第七十三号）第二条の規定により昭和五十一年五月三十日に発行する利付国債の発行条件等を次のように定めたので告示する。

大蔵大臣 坊 秀男

- 一 名 称 利付国債債券（第一回）
- 二 発行総額 額面金額二千七百億円
- 三 額面金額の 五万円、十万円、百万円及び千 万円 の四種
- 四 発行価格 額面金額百円につき九十九円五 十銭
- 五 利 率 年七・四パーセント
- 六 初期利子 昭和五十二年八月二十日を支払 期とし、次の算式により算出し た金額を支払う。ただし、支払 期が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第九号において規定す る期日について同じ。）。

七 第二期以後 毎年二月二十日及び八月二十日 を支払期とし、各支払期におい

て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。ただし、利子支 払期の開始前に元金の償還を行 う場合には、元金の償還期を利 子支払期とし、元金の償還期ま での利子を支払う。

額面金額百円につき百円 昭和六十二年二月二十日 ただし、繰上げて償還すること がある。

十 発行方法 国債の募集の取扱い及び引受け を目的として組織される団体が、発行総額につき募集を取扱い、応募額が発行総額に達しない場合には、残額を引受ける。 日本銀行の木店、支店、代理 店、国債代理店及び国債元利金 支払取扱店

十一 元利金支 払場所

十二 募集期間 昭和五十二年五月二十四日から 昭和五十二年五月二十六日まで

十三 払込期日 昭和五十二年五月三十日

十四 発行日 昭和五十二年五月三十日

○農林省告示第五百二十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第六項の規定に基づき、昭和五十一年十一月三十日農林省告示第千一百一十号（農業災害補償法第百六条第六項の規定に基づき金額に応じて主務大臣が定める区分を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 長谷川四郎

別表第一宮城県の中「一迫町」の下に、鶯沢町を加え、同表宮崎県の中「えびの市」の下に、「宮崎郡」を加える。

別表第二宮城県の項中「一迫町」の下に、鶯沢町を加え、同表宮崎県の項中「えびの市」の下に、「宮崎郡」を加え、同表鹿児島県の中「南種子町」の下に、「大和村」を加える。

○農林省告示第五百二十七号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第二十六條第三号の規定に基づき、昭和四十三年十二月二十三日農林省告示第二千二百号（農業災害補償法施行規則の規定に基づき農林

大臣の指定する有価証券を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 長谷川四郎

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 一般担保付きの社債券

○農林省告示第五百二十八号

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第二十四條第五項の規定に基づき、同項の農林大臣の定める金額を次のように定め、昭和四十四年七月二十二日農林省告示第千六百八十八号（農業災害補償法施行規則の規定に基づき、農林大臣の定める金額を定める件）は、廃止する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 長谷川四郎

農作物共済、蚕繭共済、家畜共済又は果樹共済について、共済目的の種類ごとの農作物共済並びに蚕繭共済、家畜共済及び果樹区分（農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第十九條第一項の果樹区分をいう。）ごとの果樹共済の区分ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか小さい金額

一 移譲組合（規則第二十四條第三項の移譲組合をいう。以下同じ。）が解散したとき又は事業廃止市町村（規則第二十四條第四項の事業廃止市町村をいう。以下同じ。）がその行う共済事業の全部を廃止したときにおいて規則第二十三條第一項、第二項又は第三項の規定により積み立てられている特別積立金の金額

二 前号の金額に当該共済事業を行う市町村が移譲組合から譲渡を受けた財産の額又は当該

○農林省告示第五百三十号

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第五條第二項の規定に基づき、昭和二十六年七月十日農林省告示第百二十五号（漁港の指定）等の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 長谷川四郎

一 昭和二十六年七月十日農林省告示第百二十五号（漁港の指定）の一部を次のように改正する。

青森県の部の北金ヶ沢漁港の項の所在地の欄中「西津軽郡大戸浦村大字北金ヶ沢」を「西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字神原八番一」に設置された標柱（イ点）から六十四度六百七十七メートルの地点 同欄に規定するイ点から国道百一号線の高岡線（ロ点）に引いた線（イ線）、同町大字岡字豊田小

事業承継組合（規則第二十四條第四項の事業承継組合をいう。）が事業廃止市町村から譲渡を受けた財産の額を当該移譲組合の解散したときにおける純財産の額又は当該事業廃止市町村が共済事業の全部を廃止したときにおける純財産の額で除して得た額を乗じて得た金額

附則 昭和五十二年三月三十一日以前に解散した移譲組合又は同日以前にその行う共済事業の全部を廃止した事業廃止市町村についての第一号の適用については、同号中「規則第二十三條第一項、第二項又は第三項の規定により積み立てられている特別積立金の金額」とあるのは「農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十二年農林省令第五十号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）第二十三條第一項、第二項又は第三項の規定により積み立てられている特別積立金の金額に旧規則第二十五條の第一項、第二項又は第三項の規定により積み立てられている特別積立金の金額を加えて得た金額」とする。

○農林省告示第五百二十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六條第一号の規定に基づき、昭和二十六年二月二十七日農林省告示第千五百八十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年五月二十四日 農林大臣臨時代理 長谷川四郎

第二号中「宮城県」を削り、「熊本県及び宮崎県」を「及び熊本県」に改める。